高松市·塩江町合併協議会 第 3 回 会 議 資 料

日 時:平成15年8月20日(水)

午前10時~

場 所:高松市役所11階114会議室

目 次

								(協		議	Ę	Ē.	項)					
議案	第 1	0	号	í	j j	女伟	削度	等	の調	整方	計針	につ	いて	-			 	 	 -		•
議案	第 1	1	号	3	主言	殳 言	十画	ĪΦ	策定	方釒	†に	つい	τ				 	 	 		(
								(そ		(の		他)					
合併	協定	こ 項	目	に係	系る	3 I	見沂	ع	先進	地垣	或の 🤅	事例	につ	0117	7	-	 	 	 	1	
三 	亩.	. 右	ЗT	mT ≤	<u>></u> 1:	и I	左 詳	<u> </u>	△絲	の艮	見佐	名 宁	ı . ~	1117	_					1	

議案第10号

行政制度等の調整方針について

行政制度等の調整方針を別紙のとおり定める。

平成15年8月20日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

行政制度等の調整方針

1 基本的考え方

行政制度等の調整に当たっては、合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととする。

2 調整方針

原則として、高松市の行政制度等(以下「制度等」という。)に統一することとする。

この場合、塩江町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、 必要かつ適正な配慮を加えるものとする。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、特に必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行うものとする。

3 調整方法

- (1) 高松市、塩江町共にあり、同水準のもの高松市の制度等に統一する。
- (2) 高松市、塩江町共にあるが、水準が異なるもの 高松市の制度等に統一する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の 程度等を勘案し、調整を行うものとする。

(3) 高松市にあって、塩江町にはない場合 高松市の制度等を適用する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案 し、調整を行う。

(4) 高松市にはなく、塩江町にある場合 制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。調整に当たっては、塩江町の住民サービスや住民生活に急激な変化を 来さないよう、制度等の存続、廃止又は経過措置を設けることなどについて検討するものとする。

合併協定項目の協議方針における基本原則

- 1 一体性確保の原則 合併後における速やかな一体性の確保を図ることができること。
- 2 住民福祉向上の原則 住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。
- 3 負担公平の原則 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。
- 4 健全な財政運営の原則 合併後における健全な財政運営に資すること。
- 5 行政改革推進の原則 行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努めること。

【議案第9号、平成15年7月24日原案承認】

《調整方法の基本的なイメージ》

【両市町共にあり、同水準のもの/調整方法(1)】 高松市の制度等に統一する。

高松市 住民サービス、住民負担に変化はない。

塩江町 住民サービス、住民負担に変化はない。

【両市町共にあるが、水準が異なるもの/調整方法(2)】 高松市の制度等に統一する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、 内容、相違の程度等を勘案し、調整を行うものとする。

高松市 基本的には、住民サービス、住民負担に変化 はない。

塩江町 基本的には、住民サービス、住民負担は変化 する。

> なお、塩江町の住民サービスが低下する場合や 住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来 さないよう、必要かつ適正な配慮を行うものと する。

両市町の行政制度等

【高松市にあって、塩江町にはない場合/調整方法(3)】 高松市の制度等を適用する。

ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、 内容等を勘案し、調整を行う。

高松市 住民サービス、住民負担に変化はない。

塩江町 基本的には、住民サービスは向上する。

基本的には、住民負担は変化する。

なお、塩江町の住民負担が重くなる場合は、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うものとする。

【高松市にはなく、塩江町にある場合/調整方法(4)】 制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

調整に当たっては、塩江町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続、廃止又は経過措置を設けることを検討する。

議案第11号

建設計画の策定方針について

建設計画の策定方針について、別紙のとおり定める。

平成15年8月20日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき、合併協議会において作成する建設計画については、次の方針により策定するものとする。

1 計画の趣旨

この計画は、高松市と塩江町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2 計画の構成

この計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

3 計画の期間

この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併 後、おおむね10年間について定めるものとする。

4 計画の区域

原則として塩江町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

5 策定上の留意事項

- (1) 基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 対象事業については、塩江町第2次振興計画及び新・高松市総合計画など、基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激

な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案し、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものとする。

- (3) 公共的施設の整備については、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとする。
- (4) ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とする。
- (5) 財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置 等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、 国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後 の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものと する。

建設計画の概要

1 建設計画策定の意義

建設計画は、合併協議会により作成されるものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

また、建設計画を基礎として、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)に基づく財政措置が講じられることとなっており、 策定に当たっては、合併特例法第5条第2項の規定により、次の点に配慮す ることとされている。

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進すること

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とし、また、計画の内容が、実現困難なものとならないよう、真に合併市町村の建設に資する事業を選択し、合理的で健全な行財政に裏付けられた着実な計画とすること。

合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること 合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新市町村の建設を進 めるための推進基盤を確立するとともに、その計画の実施を通じて、地域 全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高め、併 せて組織及び運営の合理化を図る必要があること。

合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること 合併により、いわゆる周辺地域となるおそれのある地域については、特に重点的に振興整備等の方策が計画に明確に位置付けられるべきであること。

2 建設計画に盛り込むべき事項

建設計画の具体的な内容は、あくまでも合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものであるが、合併特例法第5条第1項では、建設計画に盛り込むべき事項として、次の事項が例示されている。

(1) 合併市町村の建設の基本方針(合併特例法第5条第1項第1号)

新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について定めるべきであり、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び

合併市町村における位置付けについて定める必要がある。

(2) 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項(合併特例法第5 条第1項第2号)

上記(1)を実現するための事業について、その大綱を定めるものである。「根幹となる事業」は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、市町村または都道府県の判断により、適宜、必要な事業を位置付けることとなる。

また、合併市町村あるいは都道府県が実施する事業のうち、建設計画に基づき実施される事業についてのみ合併特例法による財政措置が講じられることから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定している事業は、できるだけ明確に位置付けておく必要がある。

- (3) 公共的施設の統合整備に関する事項(合併特例法第5条第1項第3号) 支所・出張所の統廃合、小中学校の統合など、合併市町村の公共的施設 の統合整備について定めるもの。
- (4) 合併市町村の財政計画

一般的に、合併後、おおむね5~10年間程度の期間について定めることが適当とされているが、計画策定に当たっては、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意する必要がある。

- 4 その他
 - (1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について
 - (2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について ア 第4回会議
 - (7) 日時 平成 1 5 年 9 月 2 6 日 (金) 午後 1 時 3 0 分
 - (1) 場所 塩江町役場 2階 大会議室
 - イ 第5回会議
 - (ア) 日時 平成15年11月10日(月)午後2時
 - (1) 場所 高松市役所 13階 大会議室